韮崎市告示第９号

韮崎市子どもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、地域の公共施設等を活用し、子どもたちが放課後や休日などに安心して立ち寄ることができる居場所を設けることで、子どもの健やかな成長を支えるとともに、豊かな人間性や社会性を身につけることができる環境を整えるために、子どもの居場所づくりを行う団体に対して韮崎市子どもの居場所づくり応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、韮崎市補助金等交付規則（昭和６３年１２月韮崎市規則第２０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第２条　補助金の交付の対象となる団体は、市内において子どもの居場所づくりを目的とした取組を自主的に行う団体のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

⑴　市内に住所を有する者で構成される団体であること。

⑵　活動の拠点が市内にあり、かつ、市内において活動を行っていること。

⑶　適正な会計処理を行うことができること。

⑷　運営を継続的に実施する体制を整えていること。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月１５日法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、子どもたちが気軽に立ち寄ることができる子どもの居場所づくりを行う事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

⑴　原則として、子どもの誰もが自由に参加できること。

⑵　市内の公共施設等において実施する事業であること。

⑶　子どもの学習支援、食事提供、社会体験等を目的とした事業であること　。

⑷　事業の利用料が無料又は材料費等の実費相当額であること。

⑸　団体名、開催日時、活動内容、開催場所、連絡先等の情報を市のホームページ等において公表することについて同意すること。

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

⑴　営利を目的とする事業

⑵　特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

⑶　宗教上の教義を広め、信者を教化育成することを主たる目的とする事業

⑷　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

⑸　公序良俗に反する行為を行う事業

⑹　その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

　⑴　報償費

⑵　需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費及び燃料費）

　⑶　その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。ただし、１回当たり１５，０００円を上限とする。

２　補助金の交付は、１団体につき同一の年度内に４回までとする。

（補助金の申請者）

第６条　補助金の申請は、実施団体の代表者（以下「代表者」という。）が行うものとする。

（実施計画認定及び補助金交付申請）

第７条　代表者は、事業を実施しようとするときは、韮崎市子どもの居場所づくり応援事業実施計画認定兼補助金交付申請書（第１号様式。次条において「申請書」という。）を当該年度の事業開始の日の１４日前までに、市長に提出しなければならない。

（実施計画の認定及び補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、韮崎市子どもの居場所づくり応援事業認定兼補助金交付決定通知書（第２号様式）により当該代表者に通知するものとする。

２　市長は、前項に規定する審査により、当該実施計画に修正が必要なとき、又は適当でないと認めたときは、その旨を書面にて当該代表者に通知するものとする。

（実施計画の変更等）

第９条　代表者は、前条第１項の規定により認定を受けた実施計画を変更し、又は中止しようとするときは、韮崎市子どもの居場所づくり応援事業実施計画変更・中止届出書（第３号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、実施計画に記載された事業のうち、事業の実施内容及び経費を除く変更については、この限りでない。

２　市長は、前項の規定により届出があった場合は、当該変更又は中止に係る内容を審査し、適当と認めるときは、韮崎市子どもの居場所づくり応援事業実施計画変更・中止承認通知書（第４号様式）により当該代表者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金の請求）

第１０条　代表者は、事業が終了した日から起算して１月を経過した日又は実施計画の認定を受けた日の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、韮崎市子どもの居場所づくり応援事業補助金実績報告書兼請求書（第５号様式。次条において「報告書兼請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、前条の規定による報告書兼請求書の提出があった場合は、当該実績報告が第３条第１項各号に掲げる要件及び認定した実施計画の内容に適合するか審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、韮崎市子どもの居場所づくり応援事業補助金額確定通知書（第６号様式）を当該代表者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１２条　市長は、前条に規定する補助金の額の確定を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（概算払）

第１３条　市長は、事業の目的を達成するために必要と認める場合は、代表者の請求により補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

２　代表者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする場合は、韮崎市子どもの居場所づくり応援事業補助金概算払請求書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

（実施計画の認定の取消し等）

第１４条　市長は、代表者が、次に掲げる行為を行ったと認めた場合は、実施計画の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　補助金を他の用途へ使用した場合

⑵　実施計画書、実績報告書及びそれらの添付書類等に虚偽の記載をした場合

⑶　補助対象事業の全部又は一部が履行不能となった場合

⑷　第３条第２項各号のいずれかに該当する行為を行ったと認められる場合

⑸　その他法令又はこの告示に違反した場合

２　前項の規定は、第１１条に規定する補助金の額の確定を行った後においても適用するものとする。

３　市長は、第１項の規定により実施計画の認定を取り消した場合は、その理由を付して、速やかに当該代表者に通知するものとする。

４　市長は、第１項の規定により実施計画の認定の全部又は一部を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（報告及び調査）

第１５条　市長は、補助対象事業の執行に関し、必要があると認めるときは、代表者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（関係書類の保管）

第１６条　代表者は、補助対象事業に係る収支の帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

　（補則）

第１７条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

　（この告示の失効）

２　この告示は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

　（失効後の経過措置）

３　この告示の失効の時において現に第８条に規定する補助金の交付の決定を受けた者については、この告示は、その時以後も、なおその効力を有する。